

この預金は、本規定を含む当金庫所定の規定、および懸賞金付き定期預金募集要領により取扱います。

1. (懸賞金抽せん権)

- (1) この預金には、別途の募集要領に定める最低預入額単位1口につき1本の懸賞金抽せん権をつけます。その抽せん番号は、証書表面の抽せん番号欄に記載のとおりとします。
- (2) 懸賞金抽せん権は証書表面記載の抽せん日に1回のみとなります。継続された預金には懸賞金抽せん権は付きません。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) この預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出て下さい。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受入れ)

小切手その他の証券類の受入れはできません。

4. (懸賞金の支払い)

懸賞金抽せん番号欄に記載の抽せん番号が当せんしたときは、証書表面記載の満期日以後に当金庫所定の方法で支払います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日の前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (期限前解約)

この預金は満期日前には解約できません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて解約する場合には、懸賞金抽せん権は失効します。

7. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書表面の受取欄に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。

なお、一部解約および証書の分割は取扱いません。

8. (届出事項の変更、証書再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書や印章を失った場合この預金の元金金の支払いあるいは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この証書を再発行する場合には、当金庫の「手数料のご案内」で定める手数料をいただきます。

9. (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、証書、懸賞金抽せん権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽せん権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公

表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2024年7月1日現在)